

中華人民共和國最高人民法院
公 告

「最高人民法院による『中華人民共和國行政訴訟法』の適用に関する解釈」は、2017年11月13日に最高人民法院審判委員會第1726回會議にて可決された。ここに公布し、2018年2月8日より施行する。

2018年2月6日

最高人民法院による 「中華人民共和国行政訴訟法」の適用に関する解釈

法積〔2018〕1号

(2017年11月13日最高人民法院審判委員会第1726回会議にて可決、2018年2月8日より施行)

「中華人民共和国行政訴訟法」(以下、「行政訴訟法」という)を正しく適用するために、人民法院行政裁判業務の実情を踏まえ、本解釈を制定する。

一、事件受理範囲

第一条 公民、法人又はその他の組織が行政機関及びその職員の行政行為を不服として、法に基づいて訴訟を提起する場合、人民法院行政訴訟の事件受理範囲に属する。

次のいずれかの行為は、人民法院行政訴訟の事件受理範囲に属しない。

- (一) 公安、国家安全などの機関が刑事訴訟法の明確な授權に従って実施する行為
- (二) 調停行為及び法律に定める仲裁行為
- (三) 行政指導行為
- (四) 当事者による行政行為に対する訴えを却下する繰返し処理行為
- (五) 行政機関が行う、外部の法的効力を生じない行為
- (六) 行政機関が行政行為を行うために実施する準備、論証、研究、下級から上級への報告、照会などの手続的行為
- (七) 行政機関による人民法院の発効した決定・判決、執行協力通知書に基づく執行行為。ただし、行政機関が執行範囲を拡大し又は違法な方式によって実施した場合は除く。
- (八) 上級行政機関が内部の階層監督関係に基づいて下級行政機関に対してする報告聴取、法執行検査、責任履行督促などの行為
- (九) 行政機関による陳情事項に対する登記、受理、引渡し、転送、再検査、意見再審査などの行為
- (十) 公民、法人又はその他の組織の権利義務に対して実際の影響を生じない行為

第二条 行政訴訟法第十三条第一号に定める「国家行為」とは、国务院、中央軍事委員会、国防部、外交部などが憲法及び法律の授權に基づき、国の名義によって実施する国防及び外交事務に係る行為、並びに憲法及び法律の授權を経た国家機関による緊急事態宣言などの行為をいう。

行政訴訟法第十三条第二号に定める「普遍的拘束力を有する決定、命令」とは、行政機関が不特定の対象に対して公表する反復適用が可能な規範性文書をいう。

行政訴訟法第十三条第三号に定める「行政機関職員に対する賞罰、任免などの決定」とは、行政機関が行う行政機関職員の公務員の権利義務に係る決定をいう。

行政訴訟法第十三条第四号に定める「行政機関が最終的に裁決する旨が法律で定められている行政行為」における「法律」とは、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定、可決する規範性文書をいう。

二. 管轄

第三条 各級人民法院行政審判廷は、行政事件の審理及び行政機関がその行政行為の執行を申し立てた事件を審査する。

専門人民法院、人民法廷は、行政事件を審理せず、行政機関がその行政行為の執行を申し立てた事件の審査及び執行も行わない。鉄道運輸法院などの専門人民法院は、行政事件を審理するにあたり、行政訴訟法第十八条第二項の規定を執行しなければならない。

第四条 立件後、受訴人民法院の管轄権は、当事者住所地の変更、被告の追加などの事実及び法律状態の変更による影響を受けない。

第五条 次のいずれかの事由に該当する場合、行政訴訟法第十六条第三号に定める「管轄区内の重大、複雑な事件」に属する。

- (一) 社会的な影響が重大な共同訴訟事件
- (二) 渉外事件又は香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域に係る事件
- (三) 重大、複雑なその他の事件

第六条 当事者が、事件の重大性・複雑性を理由に、管轄権を有する基層人民法院が、管轄権を行使することが望ましくないと判断し又は行政訴訟法第五十二条の規定に基づき、中級人民法院に提訴した場合、中級人民法院は、状況に応じて7日以内に次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

- (一) 自ら審理することを決定する。
- (二) 本管轄区の他の基層人民法院による管轄を指定する。
- (三) 管轄権を有する基層人民法院に提訴する旨を書面で当事者に告知する。

第七条 基層人民法院は、その管轄する一審行政事件について、中級人民法院が審理し又は管轄を指定する必要があると判断した場合、中級人民法院に決定を仰ぐことができる。中級人民法院は、状況に応じて7日以内に次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

- (一) 自ら審理することを決定する。
- (二) 管轄区の他の基層人民法院による管轄を指定する。
- (三) 決定を仰いだ人民法院が審理することを決定する。

第八条 行政訴訟法第十九条に定める「原告所在地」には、原告の戸籍所在地、経常的居住地及び人身の自由が制限されている場所を含む。

行政機関が同一の事実に基づき、公民の人身の自由を制限する行政強制措置を講じ、さらにその他の行政強制措置を講じ又は行政処罰を与えたことに不服がある場合は、被告所在地又は原告所在地の人民法院が管轄する。

第九条 行政訴訟法第二十条に定める「不動産に起因して提起された行政訴訟」とは、行政行為により不動産物権に変動が生じて提起された訴訟をいう。

不動産がすでに登記されている場合は、不動産登記簿に記載された所在地を不動産所在地とする。不動産が登記されていない場合は、不動産の実際の所在地を不動産所在地とする。

第十条 人民法院が事件を受領した後、被告は、管轄異議を申し立てた場合、訴状の副本を受領した日から15日以内に申し立てなければならない。

当事者が申し立てた管轄異議について、人民法院は、審査を行わなければならない。異議申立が成立した場合は、管轄権を有する人民法院に事件を移送することを決定する。異議申立が成立しない場合は、却下を決定する。

人民法院が管轄異議申立の審査後に管轄権を有する旨を確定した場合、当事者による訴訟上の請求の追加又は変更などにより管轄が変化することはない。ただし、事物管轄、専属管轄の規定に違反する場合は除く。

第十一条 次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は、審査を行わない。

(一) 人民法院が差し戻し又は一審手続に従って再審した事件について、当事者が管轄異議を申し立てた場合。

(二) 当事者が一審手続で法律に定める期間及び形式に従った管轄異議申立をせず、二審手続で申し立てた場合。

三. 訴訟参加人

第十二条 次のいずれかの事由に該当する場合、行政訴訟法第二十五条第一項に定める「行政行為と利害関係を有する」に属する。

- (一) 訴訟を提起された行政行為がその隣接権又は公平競争権に関わる場合
- (二) 行政不服審査などの行政手続で第三者として追加された場合
- (三) 加害者の法律責任を法に基づいて追及するよう行政機関に要求した場合
- (四) 行政行為の取消し又は変更がその合法的な権利利益に係る場合
- (五) 自身の合法的な権利利益を守るために行政機関に苦情を申し立て、苦情処理の職責を有する行政機関が処理し又は処理しなかった場合
- (六) 行政行為と利害関係を有するその他の事由に該当する場合

第十三条 債権者が、行政機関の債務者に対する行政行為によって債権の実現が害されたことを理由に行政訴訟を提起した場合、人民法院は、民事紛争について民事訴訟を提起する旨を当該行政機関に告知しなければならない。ただし、行政機関が行政行為を行うにあたり法に基づいて保護又は考慮しなかった場合は除く。

第十四条 行政訴訟法第二十五条第二項に定める「近親者」には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、父方の祖父母、母方の祖父母、孫、外孫及びその他の扶養関係を有する親族を含む。

公民が人身の自由を制限されていることにより訴訟を提起できない場合、その近親者は、そ

の口頭又は書面による委任に基づいて当該公民の名義により訴訟を提起することができる。近親者は、提訴時に人身の自由を制限されている公民と連絡をとることができず、近親者は、先に提訴し、訴訟で委任証明を追加提出することができる。

第十五条 合名会社が人民法院に訴訟を提起する場合、登記を許可された屋号を原告としなければならない。法に基づいた登記、営業許可証の受領を行っていない個人合名のパートナー全員を共同原告とする。パートナー全員は、代表者を選出することができ、選出された代表者は、パートナー全員が選出書を発行しなければならない。

個人事業主が人民法院に訴訟を提起する場合、営業許可証に登記された経営者を原告とする。屋号がある場合は、営業許可証に登記された屋号を原告とし、当該屋号の経営者の基本情報を明記しなければならない。

第十六条 株式制企業の株主総会、株主会、取締役会などは、行政機関が行った行政行為によって企業の経営自主権が侵害されたと判断した場合、企業の名義により訴訟を提起することができる。

合同企業、中外合弁又は組合企業の合同、合弁、組合各関係者は、合同、合弁、組合企業の権利利益又は自己の一方の合法的な権利利益が行政行為による侵害を受けたと判断した場合、自己の名義により訴訟を提起することができる。

非国有企業が行政機関によって抹消、取消し、合併、強制的吸収合併、売却、分割され又は企業の隷属関係が変更された場合、当該企業又はその法定代表者は、訴訟を提起することができる。

第十七条 公的機関、社会团体、財団、社会サービス機構などの非営利法人の出資者、設立者は、行政行為により法人の合法的な権利利益が害されたと判断した場合、自己の名義により訴訟を提起することができる。

第十八条 区分所有権者委員会は、行政機関が行った区分所有権者の共有の利益に係る行政行為について、自己の名義により訴訟を提起することができる。

区分所有権者委員会が提訴しない場合、専有部分が建物総面積の過半数を占め又は総戸数の過半数を占める区分所有権者は、訴訟を提起することができる。

第十九条 当事者が上級行政機関の承認を経た行政行為を不服として、人民法院に訴訟を提起する場合、対外的に法的効力を生じる文書に署名した機関を被告とする。

第二十条 行政機関が設立して行政管理の職能を付与したが法律責任を単独で負う能力を有しない機構が、自己の名義によって行政行為を行い、当事者がこれを不服として訴訟を提起した場合、当該機構を設立した行政機関を被告としなければならない。

行政職権の行使を法律、法規又は規則で授權された行政機関の内部部局、出先機関又はその他の組織が、法定の授權範囲を超えて行政行為を実施し、当事者がこれを不服として訴訟を提起した場合、当該行為を実施する部局・機関又は組織を被告としなければならない。

法律、法規又は規則の規定がなく、行政機関がその内部部局、出先機関又はその他の組織に行政職権の行使を授権した場合、行政訴訟法第二十六条に定める委任に属する。当事者がこれを不服として訴訟を提起した場合、当該行政機関を被告としなければならない。

第二十一条 当事者が、国务院、省級人民政府が設立を承認した開発区管理機構によってなされた行政行為を不服として訴訟を提起する場合、当該開発区管理機構を被告とする。国务院、省級人民政府が設立を承認した開発区管理機構に所属する職能部門によってなされた行政行為を不服として訴訟を提起する場合は、その職能部門を被告とする。その他開発区管理機構に所属する職能部門によってなされた行政行為を不服として訴訟を提起する場合は、開発区管理機構を被告とする。開発区管理機構に行政主体資格がない場合は、当該機構を設立した地方人民政府を被告とする。

第二十二条 行政訴訟法第二十六条第二項に定める「不服審査機関による元の行政行為の変更」とは、不服審査機関が元の行政行為を変更した処理結果をいう。不服審査機関が元の行政行為で認定した主な事実及び証拠の変更、元の行政行為に適用した規範・根拠の変更を行ったが、元の行政行為の処理結果を変更していない場合は、不服審査機関が元の行政行為を維持したものとみなす。

不服審査機関が元の行政行為の無効を確認した場合は、元の行政行為の変更に属する。

不服審査機関が元の行政行為の違法を確認した場合は、元の行政行為の変更に属する。ただし、不服審査機関が法定手続への違反を理由に元の行政行為の違法を確認した場合は除く。

第二十三条 行政機関が取り消され又は職権が変更され、その職権を継続して行使する行政機関がない場合、その所属する人民政府を被告とする。垂直的指導を実施する場合は、垂直的指導を行う直近上級行政機関を被告とする。

第二十四条 当事者が、村民委員会又は居民委員会による、法律、法規、規則の授権に基づいて行政管理職責を履行する行為を不服として訴訟を提起する場合、村民委員会又は居民委員会を被告とする。

当事者が、村民委員会、居民委員会による行政機関の委任を受けて行った行為を不服として訴訟を提起する場合は、委任した行政機関を被告とする。

当事者が、高等教育機関などの公的機関及び弁護士会、公認会計士協会などの業界団体による、法律、法規、規則の授権に基づいて実施する行政行為を不服として訴訟を提起する場合は、当該公的機関、業界団体を被告とする。

当事者が、高等教育機関などの公的機関及び弁護士会、公認会計士協会などの業界団体による、行政機関の委任を受けて行った行為を不服として訴訟を提起する場合は、委任した行政機関を被告とする。

第二十五条 市、県級人民政府によって確定された家屋接收部門が家屋接收・補償業務を実施する過程において行政行為を行い、被接收者がこれを不服として訴訟を提起する場合、家屋接收部門を被告とする。

接收実施事業者が家屋接收部門の委任を受け、委任範囲内で従事する行為について、被接收者がこれを不服として訴訟を提起する場合は、家屋接收部門を被告としなければならない。

第二十六条 原告の提訴した被告が不適格である場合、人民法院は、被告の変更を原告に告知しなければならない。原告が変更に同意しない場合は、提訴を却下する旨を決定する。

被告を追加しなければならないが原告が追加に同意しない場合、人民法院は、当該原告に対し、第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。ただし、行政不服審査機関が共同被告となる場合は除く。

第二十七条 共同で訴訟を行うことが必須である当事者が訴訟に参加しなかった場合、人民法院は、参加するよう法に基づいて当該当事者に通知しなければならない。当事者が人民法院に参加を申し立てることもできる。

人民法院は、当事者が行った申立について審査を行わなければならない。申立理由が成立しない場合は、却下を決定する。申立理由が成立する場合は、訴訟への参加を当該当事者に書面で通知する。

前項における共同で訴訟を行うことが必須であるとは、行政訴訟法第二十七条の規定により、当事者の一方又は双方が2人以上であり、同一の行政行為に起因して行政紛争が生じ、人民法院が審理の併合をしなければならない訴訟をいう。

第二十八条 人民法院は、共同訴訟の当事者を追加するにあたり、その他の当事者に通知しなければならない。追加しなければならない原告が実体的権利の放棄を明確に示している場合、これを追加しないことができる。訴訟に参加する意思がなく、実体的権利も放棄しない場合は、第三者として追加しなければならないが、当該当事者が訴訟に参加しないことは、人民法院による事件の審理及び決定・判決を妨げることができない。

第二十九条 行政訴訟法第二十八条に定める「人数が多い」とは、通常10人以上をいう。

行政訴訟法第二十八条の規定に基づき、当事者一方の人数が多い場合は、当事者が代表者を選出する。当事者が選出できない場合は、人民法院が、提訴した当事者から代表者を指定することができる。

行政訴訟法第二十八条に定める代表者は、2～5人とする。代表者は、1～2人を訴訟代理人として委任することができる。

第三十条 行政機関による同一の行政行為が2人以上の利害関係人に関わり、そのうち一部の利害関係人が行政行為を不服として訴訟を提起した場合、人民法院は、提訴されていないその他の利害関係人に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。

行政事件の処理結果と有利害関係を有する第三者は、訴訟への参加を申し立て、又は人民法院が当該者に訴訟への参加を通知することができる。人民法院に義務の負担又はその権利利益の減少を言い渡された第三者は、上訴し又は再審を申し立てる権利を有する。

行政訴訟法第二十九条に定める第三者は、本人の責に帰することができない事由により訴訟に参加しなかったが、法的効力を生じた判決、決定、調停書によってその合法的な権利利益が

害されたことを証明する証拠がある場合、行政訴訟法第九十条の規定に従い、その合法的な権利利益が損害を受けたことを知り又は知るべきであった日から6か月以内に、直近上級人民法院に再審を申し立てることができる。

第三十一条 当事者は、訴訟代理人に委任するにあたり、委任者が署名又は押印した委任状を人民法院に提出しなければならない。委任状は、委任事項及び具体的な権限を記載しなければならない。公民は、特別な状況において書面により委任できない場合、他人が代書し、かつ自身が捺印するなどの方式で確認することもでき、人民法院は、確認し、かつ公文書に記録しなければならない。訴訟を提起された行政機関又は協力義務を有するその他の機関が人民法院による人身の自由が制限された公民への確認を拒絶した場合、委任が成立したものとみなす。当事者は、委任を解除又は変更する場合、人民法院に書面で報告しなければならない。

第三十二条 行政訴訟法第三十一条第二項第二号の規定に従い、当事者と適法な労働人事関係を有する労働者は、当事者の従業員の名義で訴訟代理人となることができる。当事者の従業員として訴訟活動に参加するにあたっては、次のいずれかの証拠を提出して証明しなければならない。

- (一) 社会保険納付記録証書
- (二) 給与受領書
- (三) 当事者の従業員であることが証明できるその他の証拠

第三十三条 行政訴訟法第三十一条第二項第三号の規定に基づき、関係社会团体は、公民を訴訟代理人として推薦する場合、次の各号に掲げる条件に符合しなければならない。

- (一) 社会团体が法に基づいて登記・設立され又は法に基づいて登記・設立が免除された非営利法人組織に属すること
- (二) 被代理人が当該社会团体の構成員に属し、又は当事者一方の住所地が当該社会团体の活動地域にあること
- (三) 代理事務が当該社会团体の定款に記載された事業内容に属すること
- (四) 推薦された公民が当該社会团体の責任者又は当該社会团体と適法な労働人事関係を有する従業員であること

専利代理人は、中華全国専利代理人協会の推薦を経て、専利行政事件において訴訟代理人を担うことができる。

四. 証拠

第三十四条 行政訴訟法第三十六条第一項の規定に基づき、被告は、証拠提供の延期を申し立てる場合、訴状の副本を受領した日から15日以内に書面により人民法院に申し立てなければならない。人民法院が提供の延期を許可した場合、被告は、正当な事由が消失してから15日以内に証拠を提供しなければならない。期間を徒過して提供した場合は、訴訟を提起された行政行為に相応の証拠がないものとみなす。

第三十五条 原告又は第三者は、開廷審理まで又は人民法院が指定する証拠リスト交換の日

に証拠を提供しなければならない。正当な事由により証拠提供の延期を申し立てた場合は、人民法院の許可を経て、法廷調査において提供することができる。期間を徒過して証拠を提供した場合、人民法院は、理由の説明を当該原告又は第三者に命じなければならない。理由の説明を拒否し又は理由が成立しない場合は、立証の権利を放棄したものとみなす。

原告又は第三者が一審手続において正当な事由なく提供せず二審手続において提供した証拠について、人民法院は、これを受け付けない。

第三十六条 当事者は、立証期間の延長を申し立てるにあたり、立証期間満了までに人民法院に書面で申し立てなければならない。

申立の理由が成立する場合、人民法院は、これを許可し、立証期間を適切に延長し、かつその他の当事者に通知しなければならない。申立の理由が成立しない場合、人民法院は、これを許可せず、かつ申立人に通知しなければならない。

第三十七条 行政訴訟法第三十九条の規定に基づき、当事者に紛争はないが、国の利益、公共の利益又は他人の合法的な権利利益に係る事実について、人民法院は、関連の証拠の提供又は追加を当事者に命じることができる。

第三十八条 経緯が比較的複雑であり又は証拠の数が多い事件について、人民法院は、当事者が開廷までに相手方に証拠を呈示又は交換するよう手配し、かつ証拠リストの交換状況を公文書に記録することができる。

開廷前の証拠交換過程において当事者に紛争がなく公文書に記録された証拠については、法廷審問における裁判官の説明を経て、事件の事実を認定する根拠とすることができる。

第三十九条 当事者が証拠の調査・収集を申し立てたが、当該証拠が証明予定事実と関連がなく、証明予定事実の証明にとって意味がなく、又はその他の調査・収集の必要がない場合、人民法院は、これを許可しない。

第四十条 人民法院は、証人出廷までに、事実通りに証言する義務及び偽証した場合の法的結果を当該証人に告知しなければならない。

証人が出頭・証言義務の履行により支払った交通、宿泊、飲食などの必要な費用及び休業補償については、敗訴した当事者が負担する。

第四十一条 次のいずれかの事由に該当し、原告又は第三者が関連の行政法執行人員に出廷説明を要求した場合、人民法院は、これを許可することができる。

- (一) 現場調書の適法性又は真実性に異議がある場合
- (二) 押収財産の品目又は数量に異議がある場合
- (三) 検査する物品のサンプル採取又は保管に異議がある場合
- (四) 行政法執行人員の身分の適法性に異議がある場合
- (五) 出廷説明に必要となるその他の事由に該当する場合

第四十二条 事件の真実の状況を反映できる、証明予定事実と関連がある、出所及び形式が法律の規定に符合する証拠については、事件の事実を認定する根拠としなければならない。

第四十三条 次のいずれかの事由に該当する場合、行政訴訟法第四十三条第三項に定める「違法な手段により取得した証拠」に属する。

- (一) 法定の手續に著しく違反して収集した証拠書類
- (二) 法律の強行規定に違反する手段によって取得しかつ他人の合法的な権利利益を侵害する証拠書類
- (三) 利益誘導、詐欺、脅迫、暴力などの手段によって取得した証拠書類

第四十四条 人民法院は、必要であると判断した場合、当事者本人又は行政機関の法執行人員に対し、出廷し、事件の関連事実について尋問を受けるよう要求することができる。尋問までに、保証書への署名を当該者に要求することができる。

保証書には、事実に基づいて陳述する、虚偽の陳述があれば処罰を受けるなどの内容を記載しなければならない。当事者又は行政機関の法執行人員は、保証書に署名又は押印しなければならない。

立証責任を負う当事者が出廷を拒否し、尋問を拒否し又は保証書への署名を拒否し、証明予定事実を証明するその他の証拠が欠けている場合、人民法院は、当該当事者が主張する事実について認定しない。

第四十五条 被告が行政手續において法定の手續に従って原告又は第三者に証拠の提供を要求し、原告又は第三者が法に基づいて提供すべきであるにもかかわらず提供しなかったことを証明する証拠を被告が有する場合、訴訟手續において提供された証拠について、人民法院は通常、これを採用しない。

第四十六条 原告又は第三者は、被告の保有する証拠が原告又は第三者にとって有利であることを証明する証拠を確かに有する場合、開廷審理までに、人民法院に対し、行政機関に提出を命じるよう書面で申し立てることができる。

申立の理由が成立する場合、人民法院は、行政機関に提出を命じなければならず、証拠の提出により生じる費用については、申立人が前払いする。行政機関が正当な理由なく提出を拒否した場合、人民法院は、原告又は第三者の当該証拠に基づき主張する事実が成立するものと推定することができる。

証拠を保有する当事者が相手方当事者の使用を妨害することを目的として、関連の証拠を隠滅し又はその他証拠を使用不能にさせる行為を働いた場合、人民法院は、相手方当事者の当該証拠に基づき主張する事実が成立するものと推定することができ、行政訴訟法第五十九条の規定に従って処理することができる。

第四十七条 行政訴訟法第三十八条第二項の規定に基づき、行政賠償、補償事件において、被告の原因により原告が損害状況を立証できなくなった場合は、被告が当該損害状況について立証責任を負わなければならない。

損失の価値が認定できない旨を各当事者が主張する場合、立証責任を負う一方当事者が鑑定を申し立てなければならない。ただし、行政機関が行政行為を行うにあたり法に基づいて評価又は鑑定しなければならない旨が法律、法規、規則で定められている場合は除く。立証責任を負う当事者が鑑定の中立を拒否した場合は、当該当事者が不利な法的結果を負う。

当事者の損失について客観的原因により鑑定できない場合、人民法院は、当事者の主張及び記録されている証拠を踏まえ、裁判官の職業倫理に則り、論理的推理や生活経験、生活常識などを活用し、事情を考慮して賠償額を決定しなければならない。

五. 期間、送達

第四十八条 期間には、法定期間と人民法院が指定する期間を含む。

期間は、時間、日、月、年で計算する。期間が始まる時間及び日は、期間に算入しない。

期間満了の最後の1日が休祝日である場合、休祝日後の1日目を期間満了の日とする。

期間には、途上時間を含まず、訴訟文書について期間満了までに配達を受け付けられた場合、期間内に発送されたものとみなす。

第四十九条 行政訴訟法第五十一条第二項に定める立件期間は、訴状の内容に不備があり又はその他誤りにより期限付きの補正を原告に通知する場合、補正後に人民法院に提出した翌日から起算する。上級人民法院が下級人民法院に立件を移送した事件については、受訴人民法院が訴状を受領した翌日から起算する。

第五十条 行政訴訟法第八十一条、第八十三条、第八十八条に定める審理期間とは、立件日から決定・判決の宣告、調停書の送達日までの期間をいう。ただし、公告期間、鑑定期間、調停期間、訴訟中止期間、当事者が申し立てた管轄に係る異議を審理する期間及び人民法院間の管轄に係る紛争を処理している期間は、算入してはならない。

再審事件について一審手続又は二審手続に従って審理する場合は、行政訴訟法第八十一条、第八十八条に定める審理期間を適用する。審理期間は、再審立件の翌日から起算する。

基層人民法院は、審理期間の延長を申し立てるにあたり、高級人民法院に直接報告して承認を仰ぐとともに、中級人民法院に届出を行わなければならない。

第五十一条 人民法院は、送達住所確認書への署名を当事者に要求することができ、当事者が確認した送達住所が人民法院法律文書の送達住所となる。

当事者は、電子送達に同意した場合、ファクシミリ番号、電子メールアドレスなどの電子送達住所を提供し確認しなければならない。

当事者の送達住所に変更が生じた場合は、事件を受理した人民法院に速やかに書面で告知しなければならない。速やかに告知しなかった場合、人民法院は、元の住所に送達し、法に基づいて送達したものとみなす。

人民法院は、国家郵政機構を通じて法院の特別送達方式により送達を行うことができる。

第五十二条 人民法院は、当事者の住所地以外において当事者に訴訟文書を直接送達することができる。当事者が送達証明書への署名を拒否した場合、写真撮影、録画などの方式により

送達過程を記録することで、送達したものとみなす。裁判官、書記官は、送達証明書に送達状況を明記し署名しなければならない。

六. 提訴と受理

第五十三条 人民法院は、提訴条件に符合する事件について立件を行い、当事者が訴訟上の権利を行使できるよう法に基づいて保障しなければならない。

当事者が法に基づいて提起する訴訟について、人民法院は、行政訴訟法第五十一条の規定に基づいて訴状を受領しなければならない。提訴条件に符合すると判断できる場合は、その場で登記・立件しなければならない。提訴条件に符合するか否かをその場で判断できない場合、訴状の受領後 7 日以内に、立件するか否かを決定しなければならない。7 日以内になお判断を下せない場合は、先に立件しなければならない。

第五十四条 行政訴訟法第四十九条の規定に従い、公民、法人又はその他の組織は、訴訟を提起するにあたり、次の各号に掲げる提訴書類を提出しなければならない。

- (一) 原告の身分証明書類及び有効な連絡先
- (二) 訴訟を提起された行政行為又は不作為の存在を証明する書類
- (三) 原告が訴訟を提起された行政行為と利害関係を有する旨の書類
- (四) 人民法院が提出する必要があると判断するその他の書類

法定代理人又は委任代理人が代わりに提訴する場合、さらに法定代理人又は委任代理人の基本状況を訴状に明記し又は口頭提訴時に人民法院に説明し、かつ法定代理人又は委任代理人の身分証明及び代理権限証明などの書類を提出しなければならない。

第五十五条 行政訴訟法第五十一条の規定に従い、人民法院は、訴状内容及び書類が完備しているか否か並びに行政訴訟法に定める提訴条件に符合しているか否かについて審査を行わなければならない。

訴状内容又は書類に不備がある場合、人民法院は、指導及び釈明を行い、かつ補正する必要がある内容、追加する書類及び期間を当事者に一度に全面的に告知しなければならない。指定の期間内に補正し提訴条件に符合する場合は、登記・立件しなければならない。当事者が補正を拒否し又は補正を経てもなお提訴条件に符合しない場合は、訴状を差し戻し記録に残す。提訴を堅持する場合は、立件しない旨を決定し、かつ立件しない理由を記載する。

第五十六条 先に不服審査を申し立てなければならない旨が法律、法規で定められているにもかかわらず、公民、法人又はその他の組織が不服審査を申し立てずに訴訟を直接提起した場合、人民法院は、立件しない旨を決定する。

行政訴訟法第四十五条の規定に従い、不服審査機関が不服審査申立を受理せず又は法定の期間内に不服審査決定を下さず、公民、法人又はその他の組織がこれを不服として、法に基づいて人民法院に訴訟を提起した場合、人民法院は、法に基づいて立件しなければならない。

第五十七条 行政不服審査が訴訟を提起する上での必須手続である旨が法律、法規に定められておらず、公民、法人又はその他の組織が訴訟を提起し、さらに行政不服審査を申し立てた

場合、先に立件した機関が管轄する。同時に立件した場合は、公民、法人又はその他の組織が選択する。公民、法人又はその他の組織が行政不服審査をすでに申し立てており、法定の不服審査期間内に人民法院に訴訟も提起した場合、人民法院は、立件しない旨を決定する。

第五十八条 行政不服審査が行政訴訟を提起する上での必須手続である旨が法律、法規で定められておらず、公民、法人又はその他の組織が不服審査機関に行政不服審査を申し立てた後、さらに不服審査機関の同意を得て不服審査申立を取り下げ、法定の提訴期間内に元の行政行為について訴訟を提起した場合、人民法院は、法に基づいて立件しなければならない。

第五十九条 公民、法人又はその他の組織が不服審査機関に行政不服審査を申し立てた後、不服審査機関が維持する旨の決定を下した場合、不服審査機関と元の行為機関を共同被告とし、かつ不服審査決定の送達日より提訴期間を確定しなければならない。

第六十条 人民法院が原告による訴訟の取下げを許可する旨を決定した後、原告が同一の事実及び理由で改めて提訴した場合、人民法院は、立件を行わない。

訴訟の取下げを許可する旨の決定に確かに誤りがあり、原告が再審を申し立てた場合、人民法院は、裁判監督手続を通じて訴訟の取下げを許可する旨の原決定を取り消し、事件について改めて審理を行わなければならない。

第六十一条 原告又は上诉人が規定する期間内に事件受理費用を前払いせず、支払猶予、支払額軽減、免除の申請も行わず、又は申請したが承認されなかった場合、自動で訴訟が取り下げられたものとして処理する。訴訟が取り下げられたものとして処理した後、原告又は上诉人が法定の期間内に再び提訴又は上訴し、訴訟費用の前払いの問題を法に基づいて解決した場合、人民法院は、これを立件しなければならない。

第六十二条 人民法院が行政機関の行政行為を取り消す旨の判決を下した後、公民、法人又はその他の組織が、行政機関が改めて行った行政行為を不服として人民法院に提訴した場合、人民法院は、法に基づいてこれを立件しなければならない。

第六十三条 行政機関が行政行為を行うにあたり、法律文書を作成又は送達せず、公民、法人又はその他の組織が行政行為の存在を証明できさえすればよく、かつ法定の期間内に提訴した場合、人民法院は、法に基づいてこれを立件しなければならない。

第六十四条 行政機関が行政行為を行うにあたり、公民、法人又はその他の組織に提訴期間を告知しなかった場合、提訴期間は、公民、法人又はその他の組織が提訴期間を知り又は知るべきであった日から起算する。ただし、行政行為の内容を知り又は知るべきであった日から最長で1年を超えてはならない。

不服審査決定において公民、法人又はその他の組織に提訴期間を告知しなかった場合、前項の規定を適用する。

第六十五条 公民、法人又はその他の組織が、行政機関が行った行政行為の内容を知らなかった場合、その提訴期間は、当該行政行為の内容を知り又は知るべきであった日から起算する。ただし、最長で行政訴訟法第四十六条第二項に定める提訴期間を超えてはならない。

第六十六条 公民、法人又はその他の組織は、行政訴訟法第四十七条第一項の規定に従い、行政機関が法定の職責の不履行を理由として訴訟を提起する場合、行政機関が法定の職責を履行する期間が満了した日から6か月以内に提起しなければならない。

第六十七条 原告が被告の名称などの情報を提供して被告とその他行政機関とを区別するに足りる場合、行政訴訟法第四十九条第二号に定める「明確な被告がいる」と認定することができる。

訴状に列挙されている被告の情報が明確な被告と認定するに足りない場合、人民法院は、原告に補正を告知することができる。原告が補正した後もなお明確な被告を確定できない場合、人民法院は、立件しない旨を決定する。

第六十八条 行政訴訟法第四十九条第三号に定める「具体的な訴訟上の請求がある」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (一) 行政行為の取消し又は変更判決の請求
- (二) 行政機関による特定の法定の職責又は給付義務の履行を命じる判決の請求
- (三) 行政行為の違法確認判決の請求
- (四) 行政行為の無効確認判決の請求
- (五) 行政機関による賠償又は補償判決の請求
- (六) 行政合意書に関する紛争解決の請求
- (七) 規則以下の規範性文書に対する同時審査の請求
- (八) 関連の民事紛争の同時解決の請求
- (九) 訴訟上のその他の請求

当事者が行政賠償、補償訴訟を単独で又は同時に提起した場合、具体的な賠償、補償事項及び額を有しなければならない。規則以下の規範性文書の同時審査を請求した場合は、明確な文書の名称又は審査の対象を提供しなければならない。関連の民事紛争の同時解決を請求した場合は、具体的な民事訴訟上の請求を有しなければならない。

当事者が訴訟上の請求を正しく表現できていない場合、人民法院は、訴訟上の請求を明確にする旨を当該当事者に要求しなければならない。

第六十九条 次のいずれかの事由に該当し、すでに立件している場合、提訴を却下する旨を決定しなければならない。

- (一) 行政訴訟法第四十九条の規定に符合しない場合
- (二) 法定の提訴期間を徒過し、かつ行政訴訟法第四十八条に定める事由がない場合
- (三) 被告の列挙に誤りがあり、かつ変更を拒否した場合
- (四) 法律の規定に基づく法定代理人、指定代理人、代表者による訴訟行為でない場合
- (五) 法律、法規の規定に基づき先に行政機関に不服審査を申し立てていない場合

- (六) 訴えの重複提起がある場合
- (七) 訴えを取り下げた後、正当な理由なく再度訴訟を提起した場合
- (八) 行政行為がその合法的な権利利益に対し実際の影響を及ぼさないことが明らかである場合
- (九) 訴訟対象がすでに発効した決定・判決又は調停書による拘束を受けている場合
- (十) 法定の提訴要件に符合しないその他の事由に該当する場合

前項に掲げる事由が補正又は更正できる場合、人民法院は、期間を定めて補正又は更正を命じなければならない。指定の期間に補正又は更正した場合は、法に基づいて審理しなければならない。

人民法院は、資料の確認、調査又は当事者への尋問を経て、開廷審理が不要と判断した場合、提訴を却下する旨の決定を直接下すことができる。

第七十条 訴状副本が被告に送達された後、原告が新たな訴訟上の請求をした場合、人民法院は、これを許可しない。ただし、正当な理由がある場合は除く。

七. 審理と判決

第七十一条 人民法院は、通常手続を適用して事件を審理するにあたり、開廷の3日前に召喚状で当事者を召喚しなければならない。証人、鑑定人、現場検証担当者、通訳人に対し、通知書で出廷を通知しなければならない。当事者又はその他訴訟参加人が遠隔地にいる場合は、必要な途上時間を留保しなければならない。

第七十二条 次のいずれかの事由に該当する場合、開廷審理を延期することができる。

- (一) 出廷しなければならない当事者及びその他訴訟参加人に出廷しない正当な理由がある場合
- (二) 当事者が忌避を直前に申し立て、かつ速やかに決定を下すことができない場合
- (三) 新たな証人に出廷を通知し、新たな証拠を調査し、改めて鑑定、現場検証を行う必要があり、又は追加で調査する必要がある場合
- (四) 延期しなければならないその他の事由に該当する場合

第七十三条 行政訴訟法第二十七条の規定に基づき、次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は、審理の併合を決定することができる。

- (一) 2 つ以上の行政機関がそれぞれ同一の事実について行政行為を行い、公民、法人又はその他の組織がこれを不服として同一の人民法院に提訴した場合
- (二) 行政機関が同一の事実について若干の公民、法人又はその他の組織に対しそれぞれ行政行為を行い、公民、法人又はその他の組織がこれを不服としてそれぞれ同一の人民法院に提訴した場合
- (三) 訴訟の過程において、被告が原告に対し新たな行政行為を行い、原告がこれを不服として同一の人民法院に提訴した場合
- (四) 人民法院が審理を併合できると判断したその他の事由に該当する場合

第七十四条 当事者は、忌避を申し立てる場合、理由を説明し、事件の審理開始時に申し立てなければならない。忌避事由を事件の審理開始後に知った場合は、法廷弁論の終結前に申し立てなければならない。

忌避を申し立てられた人員は、人民法院が忌避するか否かの決定を下すまで、本件の業務への参加を一時的に停止しなければならない。ただし、事件において緊急措置を講じる必要がある場合は除く。

当事者が申し立てた忌避について、人民法院は、3日以内に、口頭又は書面により決定を下さなければならない。当事者による法律に定める忌避事由に明らかに属しない申立について、法廷は、法に基づいて法廷で棄却することができる。

申立人は、忌避申立棄却の決定を不服とする場合、決定を下した人民法院に不服審査を1回申し立てることができる。不服審査期間、忌避を申し立てられた人員は、本件の業務への参加を停止しない。申立人の不服審査申立について、人民法院は、3日以内に、不服審査決定を下し、審査申立人に通知しなければならない。

第七十五条 裁判手続において本件裁判業務に参加したことがある裁判官は、当該事件のその他の手続の裁判に再び参加してはならない。

差し戻された事件について、一審法院が決定・判決を下した後に再び二審手続に入った場合、原二審手続における合議体の構成員は、前項に定める制限を受けない。

第七十六条 人民法院は、一方当事者の行為又はその他の原因により、行政行為又は人民法院による発効した決定・判決が不可能になり又はその執行が難しくなる可能性がある事件について、相手方当事者の申立に基づき、当該当事者の財産に対し保全を行う旨を決定すること、一定の行為を命じ又は一定の行為を禁止することができる。当事者が申立をしなかった場合、人民法院は、必要に応じて上述の保全措置を講じる旨を決定することもできる。

人民法院は、保全措置を講じるにあたり、申立人に担保の提供を命じることができる。申立人が担保を提供しない場合は、申立の却下を決定する。

人民法院は、申立を受理した後、状況が緊急である場合、48時間以内に決定を下さなければならない。保全措置を講じる旨を決定した場合は、直ちに執行を開始しなければならない。

当事者は、保全の決定を不服とする場合、不服審査を申し立てることができる。不服審査期間は、決定の執行を停止しない。

第七十七条 利害関係人は、状況が緊急であり、直ちに保全を申し立てなければその合法的な権利利益が回復の困難な損害を受ける場合、訴訟を提起する前に、被保全財産の所在地、被申立人の住所地の又は事件について管轄権を有する人民法院に保全措置の実施を申し立てることができる。申立人は、担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合は、申立の却下を決定する。

人民法院は、申立を受理した後、48時間以内に、決定を下さなければならない。保全措置を講じる旨を決定した場合は、直ちに執行を開始しなければならない。

申立人が人民法院による保全措置の実施から30日以内に法に基づく訴訟提起をしない場合、人民法院は、保全を解除しなければならない。

当事者は、保全の決定を不服とする場合、不服審査を申し立てることができる。不服審査期間は、決定の執行を停止しない。

第七十八条 保全は、請求した範囲、又は本件に係る財物に限定される。

財産保全は、差押え、押収、凍結又は法律に定めるその他の方法を講じる。人民法院は、財産の保全後、直ちに被申立人に通知しなければならない。

財産についてすでに差押え、凍結が行われている場合、繰り返し差押え、凍結を行ってはならない。

財産に係る事件において、被申立人が担保を提供した場合、人民法院は、保全を解除する旨を決定しなければならない。

申立に誤りがある場合、申立人は、被申立人が保全により被った損失を賠償しなければならない。

第七十九条 原告又は上诉人が訴訟の取下げを申し立て、人民法院が許可しない旨を決定した場合において、原告又は上诉人が召喚状による召喚を経て正当な理由なく出廷を拒否し、又は法廷の許可を経ずに途中で退廷したときは、人民法院は、欠席判決を下すことができる。

第三者が召喚状による召喚を経て正当な理由なく出廷を拒否し、又は法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合、事件の審理を阻止する効果を生じない。

行政訴訟法第五十八条の規定に基づき、被告が召喚状による召喚を経て正当な理由なく出廷を拒否し、又は法廷の許可を経ずに途中で退廷した場合、人民法院は、期日どおりに開廷し又は開廷審理を継続し、出廷した当事者の訴訟上の請求、双方の弁明理由並びに提出された証拠及びその他の訴訟資料について審理を行った後、法に基づいて欠席判決を下すことができる。

第八十条 原告又は上诉人が法廷審問において陳述を明確に拒否し又はその他の方式により陳述を拒否したことにより、法廷審問が実施できなくなり、法廷による法的結果の釈明を経てもなお意見を陳述しない場合、陳述の権利を放棄したものとみなし、当該者が不利な法的結果を負う。

当事者が訴訟の取下げを申し立て、又は法に基づき訴訟取下げとして処理することができる事件について、当事者に法に基づいて処理する必要がある法律違反行為がある場合、人民法院は、訴訟の取下げを許可せず又は訴訟取下げとして処理しないことができる。

法廷弁論の終結後に原告が訴訟の取下げを申し立てた場合、人民法院は、これを許可することができる。ただし、国の利益及び公共の利益に係る場合は除く。

第八十一条 被告は、一審期間において訴訟を提起された行政行為を変更した場合、人民法院に書面で告知しなければならない。

原告又は第三者が変更後の行政行為を不服として訴訟を提起した場合、人民法院は、変更後の行政行為について審理を行わなければならない。

被告が元の違法行政行為を変更し、原告がなおも元の行政行為の違法性を確認するよう要求した場合、人民法院は、法に基づいて確認判決を下さなければならない。

原告が被告の不作为を提訴し、訴訟において被告が行政行為を行い、原告が訴訟を取り下げ

ない場合、人民法院は、不作為について法に基づいて確認判決を下さなければならない。

第八十二条 当事者間で悪意をもって通謀し、訴訟などの方式による国の利益、公共の利益又は他人の合法的な権利利益の侵害を企んだ場合、人民法院は、提訴を却下する旨の決定又はその請求を棄却する旨の判決を下し、かつ情状の重さに基づいて罰金、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第八十三条 行政訴訟法第五十九条に定める罰金、拘留は、単独で適用することもでき、同時に適用することもできる。

同一の行政訴訟妨害行為に対する罰金、拘留は、連続して適用してはならない。新たな行政訴訟妨害行為が生じた場合、人民法院は、改めて罰金、拘留を科することができる。

第八十四条 人民法院は、行政訴訟法第六十条第一項に定める行政事件を審理し、法的関係が明確であり、事実が明白であると判断した場合、当事者双方の同意を得た後、直接調停することができる。

第八十五条 調停により合意が成立した場合、人民法院は、調停書を作成しなければならない。調停書には、訴訟上の請求、事件の事実及び調停の結果を明記しなければならない。

調停書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を捺印し、双方当事者に送達する。

調停書は、双方当事者による署名・受領を経た時点で、法的効力を有する。調停書の効力発生日は、最後に調停書を受領した当事者が署名・受領した日に基づいて確定する。

第八十六条 人民法院は、行政事件を審理し、調停の過程は、公開しない。ただし、当事者が公開に同意した場合は除く。

人民法院の許可を経て、第三者は、調停に参加することができる。人民法院は、必要があると判断した場合、調停への参加を第三者に通知することができる。

調停合意の内容は、公開しない。ただし、国の利益、公共の利益、他人の合法的な権利利益を保護するために、人民法院が確かに公開する必要があると判断した場合は除く。

当事者の一方又は双方に調停の意向がなく、調停が調わない場合、人民法院は、速やかに判決を下さなければならない。

当事者が自ら和解し又は調停により合意が成立した後、和解合意又は調停合意の内容に基づく判決書の作成を人民法院に請求した場合、人民法院は、これを許可しない。

第八十七条 訴訟の過程において、次のいずれかの事由に該当する場合、訴訟を中止する。

(一) 原告が死亡し、その近親者による訴訟に参加するか否かの表明を待たなければならない。

(二) 原告が訴訟行為能力を喪失し、法定代理人がまだ決定していない。

(三) 一方当事者である行政機関、法人又はその他の組織が終了し、権利義務引受人はまだ決定していない。

(四) 一方当事者が不可抗力事由により訴訟に参加できない。

(五) 事件が法律適用の問題に関わり、権限を有する機関に解釈又は確認を求める必要がある。

(六) 事件の裁判が関連の民事、刑事又はその他行政事件の審理結果を根拠としなければならない。関連の事件がまだ結審していない。

(七) 訴訟を中止しなければならないその他の事由。

訴訟を中止する事由が解消された後は、訴訟を再開する。

第八十八条 訴訟の過程において、次のいずれかの事由に該当する場合、訴訟を終結する。

(一) 原告が死亡し、近親者がおらず又は近親者が訴訟上の権利を放棄した。

(二) 原告である法人又はその他の組織が終了した後、その権利義務の引受人が訴訟上の権利を放棄した。

本解釈第八十七条第一項第一号、第二号、第三号の原因により訴訟が中止してから 90 日経過してもなお訴訟を継続する者がいない場合、訴訟を終結する旨を決定する。ただし、特別な状況がある場合は除く。

第八十九条 不服審査決定により元の行政行為の誤りが改められた場合、人民法院は、不服審査決定を取り下げる旨の判決を下すにあたり、不服審査決定を改めて下し、又は元の行政行為の法的効力を回復する旨の判決を下すよう不服審査機関に併せて命じることができる。

第九十条 人民法院が被告に行政行為を改めて行う旨の判決を下し、被告が改めて行った行政行為が元の行政行為の結果と同一であるが、主な事実又は主な理由に変更がある場合、行政訴訟法第七十一条に定める事由に属しない。

人民法院が法定手続への違反を理由に、訴訟を提起された行政行為を取り消す旨の判決を下した場合、行政機関が改めて行う行政行為は、行政訴訟法第七十一条に定める制限を受けない。

行政機関が同一の事実及び理由により元の行政行為と基本的に同一の行政行為を改めて行った場合、人民法院は、行政訴訟法第七十条、第七十一条の規定に基づき取消し又は一部取消しの判決を下し、かつ行政訴訟法第九十六条の規定に基づき処理しなければならない。

第九十一条 原告が法定職責の履行を被告に請求する理由が成立し、被告が履行を違法に拒否し又は正当な理由なく期間を徒過しても応答しない場合、人民法院は、行政訴訟法第七十二条の規定に基づき、被告に対し、一定期間内に原告が請求する法定職責を法に基づいて履行する旨の判決を下すことができる。被告がなお調査又は裁量する必要がある場合は、被告に対し、原告の請求について改めて処理を行う旨の判決を下さなければならない。

第九十二条 原告が救済金、最低生活保障金又は社会保険金などの給付義務の法に基づく履行を被告に申し立てる理由が成立し、被告が法に基づいて給付義務を負っているにもかかわらず義務の履行を拒否し又は引き延ばした場合、人民法院は、行政訴訟法第七十三条の規定に基づき、被告に対し、一定期間内に相応の給付義務を履行する旨の判決を下すことができる。

第九十三条 原告が法定職責の履行又は救済金、最低生活保障金若しくは社会保険金などの

給付義務の法に基づく履行を被告に請求し、原告が先に行政機関に申立をしなかった場合、人民法院は、提訴を却下する旨を決定する。

人民法院は、審理を経て原告が履行を請求した法定職責又は給付義務が明らかに行政機関の権限の範囲に属しないと判断した場合、提訴を却下する旨を決定することができる。

第九十四条 公民、法人又はその他の組織が提訴により行政行為の取消しを請求し、人民法院は、審査を経て行政行為が無効であると判断した場合、無効確認の判決を下さなければならない。

公民、法人又はその他の組織が提訴により行政行為が無効である旨の確認を請求し、人民法院は、審査を経て行政行為が無効の状況に属しないと判断し、釈明を経て、原告が行政行為の取消しを請求した場合、審理を継続し、かつ法に基づいて相応の判決を下さなければならない。原告が行政行為の取消しを請求したが法定の提訴期間を徒過した場合は、提訴を却下する旨を決定する。原告が訴訟上の請求の変更を拒否した場合は、その訴訟上の請求を棄却する旨の判決を下す。

第九十五条 人民法院が、審理を経て、訴訟を提起された行政行為が違法又は無効であり、原告に損失を及ぼす可能性があるとして判断し、釈明を経て、原告が行政賠償紛争の同時解決を請求した場合、人民法院は、賠償事項について調停を行うことができる。調停が調わない場合は、同時に判決しなければならない。人民法院は、賠償事項について別途訴訟を提起する旨を当該者に告知することもできる。

第九十六条 次のいずれかの事由に該当し、かつ原告が法に基づいて有する聴聞、陳述、弁明などの重要な手続上の権利に実質的な損害が生じない場合、行政訴訟法第七十四条第一項第二号に定める「手続が軽微な違法である」に属する。

- (一) 処理期間が軽微な違法である場合
- (二) 通知、送達などの手続が軽微な違法である場合
- (三) 手続が軽微な違法であるその他の事由に該当する場合

第九十七条 原告又は第三者の損失がそれ自身の過失及び行政機関の違法な行政行為により共同で引き起こされたものである場合、人民法院は、各当事者の行為と損害の結果との因果関係の有無並びに損害の発生及び結果における作用力の大きさによって、行政機関の相応の賠償責任を確定しなければならない。

第九十八条 行政機関による法定職責の不履行、履行遅延により、公民、法人又はその他の組織の合法的な権利利益が損害を被った場合、人民法院は、行政機関に対し、行政賠償責任を負う旨の判決を下さなければならない。賠償額の確定にあたっては、当該法定職責の不履行、履行遅延の行為が損害の発生過程及び結果において及ぼした作用などの要素を考慮しなければならない。

第九十九条 次のいずれかの事由に該当する場合、行政訴訟法第七十五条に定める「重大か

つ明白な違法」に属する。

- (一) 行政行為の実施主体が行政主体資格を有しない場合
- (二) 権利を減損し又は義務を追加する行政行為に法律規範の根拠がない場合
- (三) 行政行為の内容が客観的に実施不可能である場合
- (四) 重大かつ明白なその他の違法事由に該当する場合

第百条 人民法院は、行政事件を審理するにあたり、最高人民法院の司法解釈を適用する場合、決定・判決文書において援用しなければならない。

人民法院は、行政事件を審理するにあたり、決定・判決文書において適法かつ有効な規則及びその他の規範性文書を援用することができる。

第百一条 決定は、次の各号に掲げる範囲に適用される。

- (一) 不立件
- (二) 提訴の却下
- (三) 管轄の異議申立
- (四) 訴訟の終結
- (五) 訴訟の中止
- (六) 管轄の移送又は指定
- (七) 訴訟期間における行政行為の執行停止又は執行停止の申立棄却
- (八) 財産保全
- (九) 先行執行
- (十) 訴訟取下げの許可又は不許可
- (十一) 決定・判決文書における誤記の補正
- (十二) 執行の中止又は終結
- (十三) 提審、再審命令又は差戻し
- (十四) 行政機関の行政行為の執行許可又は不許可
- (十五) 決定を必要とするその他の事項

第一号、第二号、第三号の決定について、当事者は、上訴することができる。

決定書は、決定結果及び当該決定を下した理由を明記しなければならない。決定書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を捺印する。口頭により決定した場合は、調書に記入する。

第百二条 行政訴訟法第八十二条に定める行政事件における「事実が明白である」とは、紛争に対する当事者の事実陳述が基本的に一致しており、かつ相応の証拠を提供でき、人民法院が証拠の調査収集を行わなくても事実を明らかにすることができることをいう。「権利義務関係が明確である」とは、行政法律関係における権利及び義務が明確に区別できることをいう。「紛争が大きくない」とは、当事者間で行政行為の適法性、責任負担などについて実質的な意見の相違がないことをいう。

第百三条 簡易手続を適用して審理する行政事件について、人民法院は、口頭による通知、

電話、ショートメッセージ、ファクシミリ、電子メールなどの簡便な方式で当事者の召喚、証人への通知、決定・判決書以外の訴訟文書を送達することができる。

簡便な方式により送達する開廷通知について、当事者による確認を経ず又は当事者がすでに受領したことを証明するその他の証拠がない場合、人民法院は、欠席判決を下してはならない。

第四百四条 簡易手続を適用する事件の立証期間は、人民法院が確定し、当事者が協議により一致し、人民法院の許可を経ることもできる。ただし、15日を超えてはならない。被告が書面による答弁を要求した場合、人民法院は、合理的な答弁期間を確定することができる。

人民法院は、立証期間及び開廷日を双方当事者に告知し、かつ期間を徒過して立証した場合及び出廷を拒否した場合の法的結果を当事者に説明しなければならず、双方当事者が調書及び開廷召喚状の送達証明書に署名又は押印する。

当事者双方がいずれも直ちに開廷し又は立証期間、答弁期間を短縮することに同意を表明した場合、人民法院は、直ちに開廷審理し又は近日開廷を決定することができる。

第四百五条 人民法院は、事件の経緯が複雑であることを発見し、通常手続による審理に転換する必要がある場合、審理期間の満了までに決定を下し、かつ合議体構成員及び関連の事項を双方当事者に書面で通知しなければならない。

事件について通常手続による審理に転換する場合、審理期間は、人民法院が立件した日から起算する。

第四百六条 当事者がすでに訴訟を提起した事項について訴訟の過程で又は決定・判決の発効後に再び提訴し、かつ次の各号に掲げる事由に該当する場合は、重複提訴を構成する。

- (一) 後訴と前訴の当事者が同一である場合
- (二) 後訴と前訴の訴訟対象が同一である場合
- (三) 後訴と前訴の訴訟上の請求が同一である場合、又は後訴の訴訟上の請求が前訴の決定・判決に含まれている場合

第四百七条 一審人民法院が判決及び決定を下した後、当事者がいずれも控訴した場合、控訴した各当事者は、いずれも控訴人とする。

訴訟当事者のうち一部の者が控訴した場合、控訴していない相手方当事者を被控訴人とし、その他の当事者を原審訴訟の地位に基づいて列挙する。

第四百八条 当事者は、上訴した場合、その他の当事者又は訴訟代表者の人数に従って上訴状副本を提出しなければならない。

原審人民法院は、上訴状を受領した場合、5日以内に上訴状副本をその他の当事者に発送しなければならない。相手方当事者は、上訴状副本を受領した日から15日以内に答弁書を提出しなければならない。

原審人民法院は、答弁書を受領した日から5日以内に副本を上訴人に発送しなければならない。相手方当事者が答弁書を提出しない場合、人民法院の審理に影響しない。

原審人民法院は、上訴状、答弁書を受領した場合、5日以内に、事件に関するすべての資料

及び証拠を併せて二審人民法院に送付しなければならない。前もって受け取っている訴訟費用についても、併せて送付する。

第九十九条 二審人民法院は、審理を経て原審人民法院による不立件又は提訴却下の決定に確かに誤りがあり、かつ当事者の提訴が提訴条件に符合すると判断した場合、原審人民法院の決定を取り消す旨を決定し、原審人民法院に対し法に基づく立件又は審理の継続を命じなければならない。

二審人民法院が原審人民法院に差し戻して再審理する旨を決定した行政事件について、原審人民法院は、別途合議体を構成して審理を行わなければならない。

原審判決で訴訟に必ず参加しなければならない当事者又は訴訟上の請求が脱漏した場合、二審人民法院は、原審判決を取り消す旨を決定し、差し戻さなければならない。

原審判決で行政賠償請求が脱漏し、二審人民法院は、審査を経て法に基づいて賠償するべきではないと判断した場合、行政賠償請求を棄却する旨の判決を下さなければならない。

原審判決で行政賠償請求が脱漏し、二審人民法院は、審理を経て法に基づいて賠償するべきと判断した場合、訴訟を提起された行政行為が違法であることを確認するとともに、行政賠償の問題について調停を行うことができる。調停が調わない場合は、行政賠償の部分について差し戻さなければならない。

当事者が二審期間に行政賠償を請求した場合、二審人民法院は、調停を行うことができる。調停が調わない場合は、別途提訴する旨を当事者に告知しなければならない。

第一百条 当事者は、直近上級人民法院に再審を申し立てる場合、判決、決定又は調停書に法的効力が生じてから6か月以内に申し立てなければならない。次のいずれかの事由に該当する場合は、これを知り又は知るべきであった日から6か月以内に申し立てる。

- (一) 原判決、決定を覆すに足りる新たな証拠がある場合
- (二) 原判決、決定における事実認定の主な証拠が偽造であった場合
- (三) 原判決、決定の根拠となる法律文書が取り消され又は変更された場合
- (四) 裁判官による事件の審理時に、業務上横領、収賄、私情による不正、法を曲げて決定・判決を下す行為があった場合

第一百一十一条 当事者は、再審を申し立てる場合、再審申立書などの書類を提出しなければならない。人民法院は、必要があると判断した場合、再審申立書を受領した日から5日以内に、再審申立書副本を相手方当事者に発送することができる。相手方当事者は、再審申立書副本を受領した日から15日以内に書面による意見を提出しなければならない。人民法院は、申立人及び相手方当事者に関連書類の追加を要求し、関連事項について尋問することができる。

第一百十二条 人民法院は、再審申立事件の立件日から6か月以内に審査しなければならず、延長が必要となる特別な状況がある場合は、本法院の院長が承認する。

第一百十三条 人民法院は、再審申立事件の審査の必要に応じて当事者を尋問するか否かを決定する。新たな証拠が原判決、決定を覆す可能性がある場合、人民法院は、当事者を尋問しな

ければならない。

第百十四条 再審申立審査期間において、被申立人及び原審のその他の当事者が法に基づいて再審を申し立てた場合、人民法院は、当該者を再審申立人として列挙し、その再審事由について同時審査をしなければならず、審査期間は改めて計算する。審査を経て、そのうち一方の再審申立人の主張する再審事由が成立する場合、再審を決定しなければならない。各方再審申立人の主張する再審事由がいずれも成立しない場合、再審申立を却下する旨を併せて決定する。

第百十五条 再審申立審査期間において、再審申立人が人民法院に鑑定、現場検証の委任を申請した場合、人民法院は、これを許可しない。

再審申立審査期間において、再審申立人が再審申立を取り下げた場合、許可するか否かについては、人民法院が決定する。

再審申立人が召喚状による召喚を経て、正当な理由なく尋問を拒否した場合は、再審申立を取り下げたものとして処理する。

人民法院が再審申立の取下げを許可し、又は再審申立を取り下げたものとして処理した後、再審申立人が再審を再び申し立てた場合、これを立件しない。ただし、行政訴訟法第九十一条第二号、第三号、第七号、第八号に定める事由があり、これを知り又は知るべきであった日から6か月以内に申し立てた場合は除く。

第百十六条 当事者の主張する再審事由が成立し、かつ行政訴訟法及び本解釈に定める再審申立条件に符合する場合、人民法院は、再審を決定しなければならない。

当事者の主張する再審事由が成立せず、又は当事者による再審申立が法定の再審申立期間を徒過している、法定の再審事由の範囲を超えているなど、行政訴訟法及び本解釈に定める再審申立条件に適合しない場合、人民法院は、再審申立を却下する旨を決定しなければならない。

第百十七条 次のいずれかの事由に該当する場合、当事者は、人民検察院に控訴又は検察建議を申し立てることができる。

(一) 人民法院が再審申立を却下した場合

(二) 人民法院が期間を徒過しても再審申立について決定を下さない場合

(三) 再審判決、決定に明らかな誤りがあった場合

人民法院が控訴又は検察建議に基づいて再審判決、決定を下した後、当事者が再審を申し立てた場合、人民法院は、これを立件しない。

第百十八条 裁判監督手続に従って再審を決定した事件について、原判決、決定、調停書の執行を中止する旨を決定する。ただし、救済金、最低生活保障金又は社会保険金の給付に係る事件については、執行を中止しないことができる。

上級人民法院は、提審を決定し又は下級人民法院に再審を命じた場合、決定を下さなければならず、決定には、原判決の執行を中止する旨を明記しなければならない。状況が緊急である場合は、執行を中止する旨の決定を、執行を担当する人民法院又は発効した判決、決定を下した人民法院に口頭で通知することができる。ただし、口頭で通知してから10日以内に決定書を

発出しなければならない。

第一百十九条 人民法院が裁判監督手続に従って再審する事件において、法的効力を生じた判決、決定が一审法院によって下されたものである場合、一審手続に従って審理し下された判決、決定について、当事者は、控訴することができる。法的効力を生じた判決、決定が二审法院によって下されたものである場合、二审手続に従って審理し下された判決、決定は、法的効力を生じる判決、決定である。上級人民法院が裁判監督手続に従って提審した場合、二审手続に従って審理し下された判決、決定は、法的効力を生じる判決、決定である。

人民法院は、再審事件を審理するにあたり、別途合議体を構成しなければならない。

第一百二十条 人民法院は、再審事件を審理するにあたり、再審申立及び訴訟を提起された行政行為の適法性をめぐり行わなければならない。当事者の再審申立が原審の訴訟上の請求を超え、別件の訴訟条件に符合する場合は、別途提訴することができる旨を当事者に告知する。

被申立人及び原審のその他の当事者が法廷審問の弁論終了前に申し立てた再審が、本解釈に定める申立期間に符合する場合、人民法院は、同時に審理しなければならない。

人民法院は、再審を経て、すでに法的効力を生じた判決、決定が国の利益、公共の利益、他人の合法的な権利利益を害することを発見した場合、同時に審理しなければならない。

第一百二十一条 再審審理期間において、次のいずれかの事由に該当する場合、再審手続を終結する旨を決定する。

(一) 再審申立人が再審期間において再審申立を取り下げ、人民法院が許可した場合

(二) 再審申立人が召喚状による召喚を経て、正当な理由なく出廷を拒否し、又は法廷による許可を経ずに途中で退廷し、再審申立を取り下げたものとして処理された場合

(三) 人民検察院が控訴を取り下げた場合

(四) 再審手続を終結しなければならないその他の事由に該当する場合

人民検察院による控訴の提起により再審が決定した事件において、控訴を申し立てた当事者が前項に定める事由に該当し、かつ国の利益、公共の利益又は他人の合法的な権利利益を害しない場合、人民法院は、再審手続を終結する旨を決定する。

再審手続の終結後、人民法院が執行を中止する旨を決定した発効した原判決は、自動で執行を再開する。

第一百二十二条 人民法院は、再審事件を審理するにあたり、発効した原判決、決定に確かに誤りがあると判断した場合、発効した原判決又は決定を取り消すとともに、発効した判決、決定の内容について相応の決定・判決を下すことができ、発効した判決又は決定を取り消す旨を決定し、発効した判決、決定を下した人民法院に差し戻して再審理することもできる。

第一百二十三条 人民法院は、二审事件及び再審事件を審理するにあたり、原審法院による立件、不立件又は提訴却下が誤りである場合、状況ごとに次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

(一) 一審人民法院が実体判決を下した後、二审人民法院は、立件すべきでないと判断した

場合、一審人民法院の判決を取り消すとともに、提訴を直接却下することができる。

(二) 二審人民法院による一審人民法院の不立件の決定を維持する旨の決定が誤りである場合、再審法院は、一審、二審人民法院の決定を取り消し、一審人民法院に受理を命じなければならない。

(三) 二審人民法院による一審人民法院の提訴却下の決定を維持する旨の決定が誤りである場合、再審法院は、一審、二審人民法院の決定を取り消し、一審人民法院に審理を命じなければならない。

第二百二十四条 人民檢察院が控訴を提起した事件において、控訴を受け付けた人民法院は、控訴状を受領した日から30日以内に再審の決定を下さなければならない。行政訴訟法第九十一条第二号、第三号に定める状況のいずれかに該当する場合、直近下級人民法院に再審を命じることができる。ただし、当該直近下級人民法院がすでに再審を行った場合は除く。

人民法院による控訴書類の審査期間において、当事者間で和解合意が成立した場合、人民法院は、人民檢察院に控訴の取下げを建議することができる。

第二百二十五条 人民檢察院が控訴を提起した事件において、人民法院は、再審が開廷するにあたり、開廷の3日前までに、人員を出廷させる旨を人民檢察院に通知しなければならない。

第二百二十六条 人民法院は、再審の檢察建議を受領した後、合議体を構成し、3か月以内に審査を行わなければならない。原判決、決定、調停書に確かに誤りがあることを発見し、再審する必要がある場合は、行政訴訟法第九十二条の規定に従って再審を決定し、かつ当事者に通知する。審査を経て、再審しない旨を決定した場合は、人民檢察院に書面で回答しなければならない。

第二百二十七条 人民法院が人民檢察院による控訴又は檢察建議により再審が決定した事件を審理する場合、それまでに下された、当事者の再審申立を却下する旨の決定による制限を受けない。

八. 行政機関の責任者が出廷・応訴する場合

第二百二十八条 行政訴訟法第三条第三項に定める行政機関の責任者には、行政機関の正職、副職の責任者及び職務分掌に関与するその他の責任者を含む。

行政機関の責任者は、出廷・応訴する場合、1名から2名の訴訟代理人に別途委任することができる。行政機関の責任者は、出廷できない場合、行政機関の相応の職員に出廷を委任しなければならない。弁護士のみに出廷を委任してはならない。

第二百二十九条 重大な公共の利益、社会の高い関心に関わり又は群衆事件を引き起こす可能性があるなどの事件及び人民法院が書面により行政機関の責任者の出廷を建議した事件について、訴訟を提起された行政機関の責任者は、出廷しなければならない。

訴訟を提起された行政機関の責任者は、出廷・応訴する場合、当事者及びその訴訟代理人の基本状況、事件の由来の部分に列挙しなければならない。

行政機関の責任者は、出廷・応訴できない正当な理由がある場合、人民法院に事情説明書を提出し、かつ行政機関の印章を捺印し又は当該機関の主な責任者が署名して認可しなければならない。

行政機関が理由の説明を拒否した場合、事件の審理を阻止する効果を生じず、人民法院は、監察機関、直近上級行政機関に司法建議を提出することができる。

第三十条 行政訴訟法第三条第三項に定める「行政機関の相応の職員」には、当該行政機関で国家行政職員の身分を有する職員及び法に基づいて公職を履行するその他の人員を含む。

訴訟を提起された行政行為が地方人民政府によってなされたものである場合、地方人民政府法制業務機構の職員、及び訴訟を提起された行政行為の具体的な請負機関の職員は、訴訟を提起された人民政府の相応の職員とみなすことができる。

第三十一条 行政機関の責任者は、出廷・応訴する場合、当該行政機関の責任者の職務を証明できる書類を人民法院に提出しなければならない。

行政機関は、相応の職員に出廷・応訴を委任する場合、行政機関の印章を捺印した委任状を人民法院に提出し、かつ職員の氏名、職務及び代理権限を記載しなければならない。

第三十二条 行政機関の責任者及び行政機関の相応の職員がいずれも出廷せず、弁護士のみに出廷を委任する場合又は人民法院が書面により行政機関の責任者の出廷・応訴を建議し、行政機関の責任者が出廷・応訴しない場合、人民法院は、記録に残し決定・判決文書に記載しなければならない。かつ関係機関に法に基づく処理を建議することができる。

九. 不服審査機関が共同被告となる場合

第三十三条 行政訴訟法第二十六条第二項に定める「不服審査機関が元の行政行為を維持する旨を決定した」には、不服審査機関が不服審査申立又は不服審査請求を却下した状況を含む。ただし、不服審査申立が受理条件に符合しないことを理由に却下した場合は除く。

第三十四条 不服審査機関が元の行政行為を維持する旨を決定した場合、元の行政行為を行った行政機関及び不服審査機関が共同被告となる。原告が元の行政行為を行った行政機関又は不服審査機関のみを提訴した場合、人民法院は、被告の追加を原告に告知しなければならない。原告が追加に同意しない場合、人民法院は、別の機関を共同被告として列挙しなければならない。

行政不服審査決定に元の行政行為を維持する旨の内容及び、さらに元の行政行為を変更する旨の内容又は申立を受理しない旨の内容もある場合、元の行政行為を行った行政機関及び不服審査機関を共同被告とする。

不服審査機関が共同被告となる事件において、元の行政行為を行った行政機関によって事件の事物管轄を確定する。

第三十五条 不服審査機関が元の行政行為を維持する旨を決定した場合、人民法院は、元の行政行為の適法性を審査するとともに、不服審査決定の適法性を同時に審査しなければならない。

ない。

元の行政行為を行った行政機関及び不服審査機関が元の行政行為の適法性について共同で立証責任を負う場合、そのうち1つの機関が立証行為を実施することができる。不服審査機関は、不服審査決定の適法性について立証責任を負う。

不服審査機関が共同被告となる事件について、不服審査機関が不服審査手続において法に基づいて収集及び追加した証拠は、人民法院が不服審査決定及び元の行政行為が適法であることを認定する上での根拠とすることができる。

第三百三十六条 人民法院は、元の行政行為について判決を下すとともに、不服審査決定について相応の判決を併せて下さなければならない。

人民法院は、職権に基づいて元の行政行為を行った行政機関又は不服審査機関を共同被告として追加する場合、元の行政行為又は不服審査決定について相応の判決を下すことができる。

人民法院は、元の行政行為及び不服審査決定を取り消す旨の判決を下した場合、元の行政行為を行った行政機関に行政行為をやり直す旨の判決を下すことができる。

人民法院は、元の行政行為を行った行政機関に法定職責又は給付義務を履行する旨の判決を下した場合、不服審査決定を取り消す旨の判決を同時に下さなければならない。

元の行政行為が適法であり、不服審査決定が違法である場合、人民法院は、不服審査決定を取り消す旨又は不服審査決定が違法であることを確認する旨の判決を下すとともに、元の行政行為に対する原告の訴訟上の請求を棄却する旨の判決を下すことができる。

元の行政行為が取り消され、違法又は無効が確認され、原告に損失を及ぼした場合は、元の行政行為を行った行政機関が賠償責任を負わなければならない。不服審査決定により損害が加重された場合は、不服審査機関が加重された部分について賠償責任を負う。

元の行政行為が不服審査又は訴訟事件受理範囲などの受理条件に符合せず、不服審査機関が維持の決定を下した場合、人民法院は、元の行政行為及び不服審査決定に対する提訴を併せて却下する旨を決定しなければならない。

十. 関連の民事紛争の同時審理

第三百三十七条 公民、法人又はその他の組織は、行政訴訟法第六十一条に定める関連の民事紛争の同時審理を請求する場合、一審の開廷審理までに請求しなければならない。正当な理由がある場合は、法廷調査において請求することもできる。

第三百三十八条 人民法院が行政訴訟において関連の民事紛争を同時に審理する旨を決定し、又は事件当事者が関連の民事紛争を行政訴訟において同時に解決することで合意し、人民法院がこれを許可した場合は、行政事件を受理した人民法院が管轄する。

公民、法人又はその他の組織が関連の民事紛争の同時審理を請求し、人民法院は、審査を経て行政事件が提訴期間をすでに徒過していることを発見し、民事事件がまだ立件されていない場合、民事訴訟を別途提起する旨を当事者に告知する。民事事件がすでに立件されている場合は、原裁判組織が審理を継続する。

人民法院が行政事件の審理において、民事紛争が行政紛争解決の基礎であることを発見し、当事者が人民法院に関連の民事紛争の同時審理を請求していない場合、人民法院は、民事紛争

の同時解決を法に基づいて申し立てる旨を当事者に告知しなければならない。当事者が民事紛争について民事訴訟を別途提起しすでに立件している場合、人民法院は、行政訴訟の審理を中止しなければならない。民事紛争の処理期間は、行政訴訟の審理期間に算入しない。

第三百三十九条 次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は、民事紛争の同時審理を許可しない旨の決定を下し、かつ法に基づいて他のルートを通じて権利を主張することができる旨を当事者に告知しなければならない。

- (一) 行政機関が先に処理しなければならない旨が法律で定められている。
 - (二) 民事訴訟法の専属管轄に係る規定又は合意管轄に係る取決めに違反する。
 - (三) 仲裁を取り決めており、又はすでに民事訴訟を提起している。
 - (四) 民事紛争の同時審理を行うことが望ましくないその他の事由。
- 許可しない旨の決定については、不服審査を1回申し立てることができる。

第四百十条 人民法院が行政訴訟において関連の民事紛争の同時審理を行う場合、民事紛争は、単独で立件し、同一の裁判組織が審理しなければならない。

人民法院は、行政機関が民事紛争について裁決を下した事件を審理するにあたり、民事紛争の同時審理を行う場合、別途立件しない。

第四百十一条 人民法院が関連の民事紛争の同時審理を行う場合、民事法規範の関連規定を適用する。ただし、法律に別段の定めがある場合は除く。

調停における当事者による民事上の権利利益の処分については、訴訟を提起された行政行為の適法性を審査する上での根拠とすることはできない。

第四百十二条 行政紛争及び民事紛争については、個別に決定・判決を下さなければならない。

当事者が行政紛争の決定・判決又は民事紛争の決定・判決のいずれかについてのみ上訴した場合、上訴されていない決定・判決は、上訴期間が満了した時点で法的効力を生じる。一審人民法院は、事件に関するすべての資料を併せて二審人民法院に移送し、行政審判廷が審理しなければならない。二審人民法院は、控訴されていない発効した決定・判決に確かに誤りがあることを発見した場合、裁判監督手続に従って再審を行わなければならない。

第四百十三条 行政訴訟の原告が判決までに訴訟の取下げを申し立てた場合、許可するか否かについては、人民法院が決定を下す。人民法院は、行政訴訟の原告に訴訟の取下げを許可するか否かを決定する。ただし、当該原告がすでに提起している、同時審理を行う関連民事紛争について訴訟を取り下げない場合、人民法院は、審理を継続しなければならない。

第四百十四条 人民法院は、関連の民事紛争の同時審理を行うにあたり、行政事件、民事事件の基準に基づいてそれぞれ訴訟費用を徴収しなければならない。

十一．規範性文書の同時審査

第四百五十五条 公民、法人又はその他の組織が行政行為について訴訟を提起するにあたり根拠となる規範性文書に関する審査を併せて請求した場合、行政行為事件の管轄法院が同時審査を行う。

第四百六十六条 公民、法人又はその他の組織は、行政訴訟法第五十三条に定める規範性文書の同時審査を人民法院に請求する場合、一審の開廷審理までに請求しなければならない。正当な理由がある場合は、法廷調査において請求することもできる。

第四百七十七条 人民法院は、規範性文書の審査過程において、規範性文書が適法でない可能性があることを発見した場合、規範性文書の制定機関から意見を聴取しなければならない。

制定機関が法廷での意見陳述を申し立てた場合、人民法院は、これを許可しなければならない。

行政機関が意見を陳述せず、又は関連の証明書類を提供しない場合、人民法院による規範性文書に対する審査を阻止することはできない。

第四百八十八条 人民法院は、規範性文書について同時審査を行う場合、規範性文書の制定機関が権限を越えていないか否か又は法定の手続、行政行為を行う上で根拠となる条項及び関連の条項に違反していないか否かなどの側面から行うことができる。

次のいずれかの事由に該当する場合、行政訴訟法第六十四条に定める「規範性文書が適法でない」に属する。

- (一) 制定機関の法定の職権を越え又は法律、法規、規則の授權範囲を超えている場合
- (二) 法律、法規、規則などの上位法の規定に抵触する場合
- (三) 法律、法規、規則の根拠がなく、公民、法人及びその他の組織の義務を違法に追加し、又は公民、法人及びその他の組織の合法的な権利利益を減損させた場合
- (四) 法定の承認手続、公開公表手続を履行せず、制定手続に著しく違反している場合
- (五) 法律、法規及び規則の規定に違反するその他の事由に該当する場合

第四百九十九条 人民法院は、審査を経て行政行為の根拠となる規範性文書が適法であると判断した場合、それを行政行為が適法であると認定する上での根拠としなければならない。審査を経て規範性文書が適法でないと判断した場合は、それを行政行為が適法であると認定する上での根拠とせず、かつ決定・判決理由において明確に説明する。発効した決定・判決を下した人民法院は、規範性文書の制定機関に処理建議を提出しなければならない。かつ制定機関と同級の人民政府、直近上級行政機関、監察機関及び規範性文書の届出機関に副本を送ることができる。

規範性文書が適法でない場合、人民法院は、決定・判決が効力を生じた日から3か月以内に、規範性文書の制定機関に当該規範性文書を修正又は廃止する旨の司法建議を提出することができる。

規範性文書が複数の部門によって共同で制定されたものである場合、人民法院は、当該規範性文書の主催機関又は共同の直近上級行政機関に司法建議を発送することができる。

司法建議を受理した行政機関は、司法建議を受領した日から60日以内に書面で回答しなければ

ばならない。状況が緊急である場合、人民法院は、制定機関又はその直近上級行政機関に当該規範性文書の執行を直ちに停止する旨を建議することができる。

第二百五十条 人民法院は、規範性文書が適法でないと判断した場合、決定・判決が効力を生じた後、直近上級人民法院に報告して届出を行わなければならない。国务院部門、省級行政機関が制定した規範性文書に係る場合、司法建議では、さらに最高人民法院、高級人民法院に階層順に報告して届出を行わなければならない。

第二百五十一条 各級人民法院の院長は、本法院のすでに法的効力を生じた判決、決定について、規範性文書の適法性に係る認定が誤っていることを発見し、再審する必要があると判断した場合、審判委員会に提出して討議しなければならない。

最高人民法院は、地方各級人民法院のすでに法的効力を生じた判決、決定について、上級人民法院は、下級人民法院のすでに法的効力を生じた判決、決定について、規範性文書の適法性に係る認定が誤っていることを発見した場合、提審し又は下級人民法院に再審を命じる権利を有する。

十二. 執行

第二百五十二条 法的効力を生じた行政判決書、行政決定書、行政賠償判決書及び行政調停書について、義務を負う一方当事者が履行を拒否した場合、相手方当事者は、法に基づいて人民法院に強制執行を申し立てることができる。

人民法院が行政賠償、行政補償又はその他行政給付義務を履行する旨の判決を行政機関に下し、行政機関が履行を拒否した場合、相手方当事者は、法に基づいて法院に強制執行を申し立てることができる。

第二百五十三条 執行申立の期間は、2年とする。執行申立に係る時効の中止、中断は、法律の関連規定を適用する。

執行申立の期間は、法律文書に定める履行期間の最後の1日から起算する。法律文書で分割履行が定められている場合は、規定の毎回の履行期間の最後の1日から起算する。法律文書に履行期間が定められていない場合は、当該法律文書が当事者に送達された日から起算する。

期間を徒過して申し立てた場合、正当な理由がある場合を除き、人民法院は、これを受理しない。

第二百五十四条 法的効力を生じた行政判決書、行政決定書、行政賠償判決書及び行政調停書は、一審人民法院が執行する。

一審人民法院は、状況が特殊であり、二審人民法院が執行する必要があると判断した場合、二審人民法院に執行を求めることができる。二審人民法院は、自身が執行する旨を決定することができ、一審人民法院が執行する旨を決定することもできる。

第二百五十五条 行政機関は、行政訴訟法第九十七条の規定に基づいてその行政行為の執行を申し立てる場合、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (一) 行政行為が法に基づいて人民法院により執行されることができる場合
- (二) 行政行為がすでに効力を生じており、かつ執行可能な内容を有している場合
- (三) 申立人が当該行政行為を行った行政機関又は法律、法規、規則によって授権された組織である場合
- (四) 被申立人が当該行政行為において確定された義務者である場合
- (五) 被申立人が行政行為において確定された期間内又は行政機関の催告期間内に義務を履行しない場合
- (六) 申立人が法定の期間内に申立をした場合
- (七) 執行申立が行われた行政事件が執行申立を受理した人民法院の管轄に属する場合

行政機関は、人民法院に執行を申し立てるにあたり、行政強制法第五十五条に定める関連書類を提出しなければならない。

人民法院は、条件に符合する申立について、5 日以内に立件受理し、かつ申立人に通知しなければならない。条件に符合しない申立については、受理しない旨を決定しなければならない。行政機関が受理しない旨の決定に異議があり、15 日以内に、直近上級人民法院に不服審査を申し立てた場合、直近上級人民法院は、不服審査申立を受領した日から 15 日以内に決定を下さなければならない。

第二百五十六条 強制執行権を有しない行政機関は、人民法院にその行政行為の強制執行を申し立てる場合、被執行人の法定の提訴期間が満了した日から 3 か月以内にならなければならない。期間を徒過して申し立てた場合、正当な理由がある場合を除き、人民法院は、これを受理しない。

第二百五十七条 行政機関が人民法院にその行政行為の強制執行を申し立てた場合、申立人所在地の基層人民法院が受理する。執行対象が不動産である場合は、不動産所在地の基層人民法院が受理する。

基層人民法院は、執行に確かに困難があると判断した場合、上級人民法院に執行を求めることができる。上級人民法院は、自身が執行する旨を決定することができ、下級人民法院が執行する旨を決定することもできる。

第二百五十八条 行政機関が法律の授権に基づき平等な主体間における民事紛争について裁決を下した後、当事者が法定の期間内に提訴も履行も行わず、裁決を下した行政機関が執行申立の期間内に人民法院に強制執行を申し立てなかった場合、発効した行政裁決において確定された権利者又はその受継者、権利引受人は、6 か月以内に人民法院に強制執行を申し立てることができる。

権利を有する公民、法人又はその他の組織が人民法院に発効した行政裁決の強制執行を申し立てる場合は、行政機関が人民法院に行政行為の強制執行を申し立てる場合の規定を参照する。

第二百五十九条 行政機関又は行政行為において確定された権利者は、人民法院に強制執行を申し立てる前に、被執行人が執行を逃れる可能性があるかと判断する十分な理由がある場合、財産保全措置を講じる旨を人民法院に申し立てることができる。後者は、強制執行を申し立てる

場合、相応の財産担保を提供しなければならない。

第一百六十条 人民法院は、行政機関がその行政行為の執行を申し立てた事件を受理した後、7日以内に行政審判庭が行政行為の適法性について審査を行い、かつ執行を許可するか否かの決定を下さなければならない。

人民法院は、決定を下す前に、行政行為が明らかに違法であり、かつ被執行人の合法的な権利利益を害することを発見した場合、被執行人及び行政機関から意見を聴取し、かつ受理日から30日以内に、執行を許可するか否かの決定を下さなければならない。

強制執行措置を講じる必要がある場合は、本法院で非訟行政行為の強制執行を担当する機構が執行する。

第一百六十一条 執行を申し立てられた行政行為が次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は、執行を許可しない旨を決定しなければならない。

- (一) 実施主体が行政主体資格を有しない場合
- (二) 事実的根拠が明らかに欠如している場合
- (三) 法律、法規の根拠が明らかに欠如している場合
- (四) 明らかに違法であり、かつ被執行人の合法的な権利利益を害するその他の事由に該当する場合

行政機関が執行を許可しない旨の決定について異議があり、15日以内に、直近上級人民法院に不服審査を申し立てた場合、直近上級人民法院は、不服審査申立を受領した日から30日以内に、決定を下さなければならない。

十三. 附則

第一百六十二条 公民、法人又はその他の組織が2015年5月1日までに行った行政行為について訴訟を提起し、行政行為が無効であることの確認を請求した場合、人民法院は、これを立件しない。

第一百六十三条 本解釈は、2018年2月8日より施行する。

本解釈の施行後、「最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』の執行における若干問題に関する解釈」(法積〔2000〕8号)、「最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』の適用における若干問題に関する解釈」(法積〔2015〕9号)は、同時に廃止する。最高人民法院が以前公布した司法解釈が本解釈と一致しない場合は、適用しない。

出所：国家法律法規データアーカイブス

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?Mm5MGU1YmE2NWM2OGNmNzAxNjdmMjlkMGU2MDR1YzQ%3D>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。